

平成29年度「西京区安心安全・花いっぱい運動」 花苗等の支給希望者の募集について

西京区では、平成28年3月に策定した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」西京区版運動プログラムに基づき、「地域の絆で安心安全なまち西京」を目指す区民の皆様の防犯のための自主的な環境整備活動を支援している。

この一環として、通学路や路地裏などで花の植栽及び撫育管理（施肥・水やり・除草等）を行うことにより、美しい景観や、犯罪予防となる環境をつくることを目的として、花苗等の支給を希望する者（以下「申請者」という。）を下記のとおり募集する。

記

1 対象となる申請者

- (1) 本事業の目的に賛同し、次に掲げる要件を全て満たす西京区内の地域団体で、犯罪予防対策の一環として、継続的に花の撫育管理などに取り組むことができること。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
 - ウ 規約及び代表者を決めていること。
- (2) 犯罪予防対策を目的とする本事業の趣旨に賛同し、地域との連携の下、花の植栽活動の充実を図る西京区内の事業者等

2 支給にかかる基本条件

- (1) 支給する物品は花苗、用土、肥料及び植栽用プランターのセットとし、申請者は支給物品を用いて自ら植付け作業を行うこと。
- (2) 美しい景観づくりだけでなく、犯罪予防となる環境づくりを意識した効果的な設置や、登下校時などの撫育管理に努めること。
- (3) 自転車盗難等の発生件数の多い箇所等、犯罪抑止効果が高いと考えられる場所への設置や、面的または線的にまとめて配置する等、より高い効果が期待される申請については優先的に支給する。

3 申請方法

(1) 申請受付期間

平成29年9月11日（月）から平成29年10月20日（金）まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、閉庁日を除く。）

(2) 申請場所

西京区役所地域力推進室まちづくり推進担当
洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当

(3) 提出書類

- ア 「西京区安心安全・花いっぱい運動」物品支給申請書（様式1）
- イ 設置予定場所を記した地図及び現況写真
- ウ 役員名簿及び地域団体にあつては規約

4 申請に際する注意事項

- (1) 公道上には設置しないこと。ただし、道路管理者が特に認めた場合は除く。
- (2) 私道や私有地への設置については、所有者の承諾を受けていること。
- (3) 通行者や自転車通行者等、災害時の避難や消防活動の妨げにならないように設置すること。

5 支給の決定

- (1) 申請者及び支給物品の数量等は、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」西京区推進協議会の意見を聴いたうえ、予算の範囲内で西京区長が決定する。
- (2) 交付・不交付の決定等については、「西京区安心安全・花いっぱい運動」物品支給交付決定通知書（様式2）、または、「西京区安心安全・花いっぱい運動」物品支給不交付決定通知書（様式3）により申請者に通知する。

6 支給後の注意事項

- (1) 支給物品受領時に、「西京区安心安全・花いっぱい運動」支給物品設置完了報告書（様式4）を提出すること。
- (2) 撫育管理に係る費用については、申請者が負担すること。
- (3) 撫育管理を適切に行い、盗難、破損等のないよう努めること。
- (4) 支給物品の目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないこと。
- (5) 予算の範囲内での支給のため、希望された数量を支給できない場合があること。
- (6) 支給日から3箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、「西京区安心安全・花いっぱい運動」報告書（様式5）を提出すること。

7 問合せ先

西京区役所地域力推進室まちづくり推進担当

電話 075-381-7197

洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当

電話 075-332-9318